# 居宅介護支援サービス　重要事項説明書

＜令和８年１０月１日現在＞

## １．事業者の概要

| | | |
|---|---|---|
| 事 業 者 | 名　称 | 鹿島開発株式会社 |
| | 代表者名 | 本多　重晴 |
| | 所在地 | 東京都小平市小川町１－３９０－２ |
| | 電　話 | ０４２－３４３－３０４１ |

## ２．居宅介護支援事業所の概要

（1）居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

| | |
|---|---|
| 事　業　所　名 | 居宅介護支援事業所　あかね |
| 所　　在　　地 | 東京都日野市百草１０４２－２１ |
| 介護保険指定<br>事業所番号 | １３７３５０２９２９ |
| サービス提供地域 | 日野市全域・多摩市及び八王子市の一部地域 |

（2）事業所の職員体制

| 職　種 | 資　格 | 勤務者数 | 業　務　内　容 |
|---|---|---|---|
| 管　理　者 | 主任<br>介護支援専門員 | １名<br>（兼務） | 従業者及び業務の管理 及び<br>居宅介護支援業務を行います |
| 介護支援専門員 | 介護支援専門員 | １名以上 | 居宅介護支援を行います |
| 事務職員 | なし | １名以上 | 事業所の事務全般 |

（3）営業時間

| | |
|---|---|
| 営 業 日 | 平日　９：００～１８：００ |
| 休 業 日 | 土曜日・日曜日及び１２月３１日～１月３日 |

## ３．事業の目的及び運営の方針

| | |
|---|---|
| 事業の目的 | 要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供する事を目的とする。 |
| 運営の方針 | ① 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。<br>② 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な立場で行う。<br>③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保険医療サービス及び福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 |

## ４．居宅介護支援の内容

（１）居宅介護支援の内容

| | |
|---|---|
| アセスメント | 利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。 |
| サービス調整 | アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者などへ連絡調整を行います。 |
| ケアプラン作成 | 介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。 |
| サービス担当者会議 | 介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。 |
| モニタリング | 少なくとも１か月に１回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。 |
| 給付管理 | ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。 |
| 要介護認定の申請に係る援助 | 利用者の要介護認定の更新申請や、状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう、援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。 |
| 介護保険施設等の紹介 | 利用者が自宅での生活が困難になった場合や、利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。 |

（２）テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング

① 利用者の同意を得る事

② サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ている事。

・利用者の状態が安定していること。

・利用者がテレビ電話装置等を介して意志疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）

・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集すること。

③ 少なくとも２か月に１回（介護予防支援の場合は６か月に１回）は利用者の居宅を訪問する事。

## ５．利用料金

居宅介護支援　利用料（※地域単価：日野市（3 級地）居宅介護支援　１単位＝１１．０５円）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。

| | |
|---|---|
| 居宅介護支援（Ⅰ） | 介護支援専門員１人あたりのご利用者様が 45 人未満の場合 |
| 要介護１・２ | １，０８６単位（12,000 円／月） |
| 要介護３・４・５ | １，４１１単位（15,591 円／月） |

※　保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、１か月につき上記の金額をいただき、鹿島開発株式会社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

※　居宅サービス等の利用に向けて、介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における、検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱う事が適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定をさせていただきます。

【加算について】

| 加　算　名　称 | 料　金 | 要　件　（抜　粋） |
|---|---|---|
| 初回加算 | ３００単位<br>(3,315 円／回) | ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合。<br>② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。<br>③ 要介護状態が二区分以上変更の場合に居宅サービス計画を作成する場合。 |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ） | ２５０単位<br>(2,762 円／月) | 利用者が入院した日のうちに医療機関へ利用者に係る必要な情報を提供した場合。 |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ） | ２００単位<br>(2,210 円／月) | 利用者が入院した日の翌日または翌々日に医療機関へ利用者に係る必要な情報を提供した場合。 |
| 退院・退所加算<br>Ⅰイ<br>(ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ無 1 回)<br>Ⅱイ<br>(ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ無 2 回)<br>Ⅰロ<br>(ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ有 1 回)<br>Ⅱロ<br>(ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ有 2 回)<br>Ⅲ<br>(ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ有 3 回) | ４５０単位<br>(4,972 円／月)<br>６００単位<br>(6,630 円／月)<br>６００単位<br>(6,630 円／月)<br>７５０単位<br>(8,287 円／月)<br>９００単位<br>(9,945 円／月) | 医療機関や介護保険施設等を退院・退所し居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する調整を行った場合。 |
| 通院時情報連携加算 | ５０単位<br>(552 円／月) | 利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合。 |

| | | |
|---|---|---|
| 緊急時等居宅ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ加算 | ２００単位<br>(2,210 円／回) | 病院の求めにより、病院の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問しｶﾝﾌｧﾚﾝｽを行い、居宅サービスの調整等を行った場合。<br>１か月に２回を限度として算定する。 |
| ターミナルケアマネジメント加算 | ４００単位<br>(4,560 円／月) | 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医および居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。 |
| 介護職員等処遇改善加算 | 単位数の総合計（1か月）に 2.1%を加算 | 介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。 |

【減算について】

| 減　算　名　称 | 料　金 | 要　件　（抜　粋） |
|---|---|---|
| 運営基準減算 | 所定単位数の５０％で算定（２か月以上継続している場合、所定単位数は算定しない） | ケアマネジメントに係るサービス担当者会議やモニタリングの実施などの基本的業務を適切に実施していない場合。 |
| 特定事業所集中減算 | １か月につき２００単位を減算 | 前６か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合が８０％以上の場合。 |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 所定単位数の１００分の１に相当する単位数を減算 | 虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合。 |
| 業務継続計画未策定減算 | 所定単位数の１００分の１に相当する単位数を減算 | 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合。 |

（２）その他

| | |
|---|---|
| 交通費 | サービス提供地域にお住いの方は無料です。それ以外の地域の方は利用者または家族の同意を得た上で、実費の支払いを徴収する場合があります。 |
| 解約料 | 解約料は一切かかりません。 |

## ６．サービスの内容に関する相談・苦情

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情などは担当介護支援専門員（ケアマネジャー）または下記窓口までご連絡下さい。

（連絡先）　担当者　管理者：榎本　淳子　　電話番号：０４２－５９９－１４４２
（受付時間）月～金曜日　午前９時～午後６時

（その他の窓口）

当事業所以外に、以下の窓口に相談・苦情などを伝えることができます。

| | |
|---|---|
| 日野市役所健康福祉部介護保険課 | 電話　０４２－５１４－８５１９ |
| 八王子市役所福祉部介護保険課 | 電話　０４２－６２０－７２４４ |
| 多摩市役所健康福祉部介護保険課 | 電話　０４２－３３８－６９０１ |
| 東京都国民健康保険団体連合会 | 電話　０３－６２３８－０１７７ |

## ７．個人情報の保護

① 事業者は、利用者及びその家族などの個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

② 事業者が得た利用者及び家族等の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族（又は代理人）の了解を得るものとする。

## ８．事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## ９．医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝え下さい。また、利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

## １０．公正中立なケアマネジメントの確保

利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について、事業者に求める事ができます。

## １１．虐待の防止について

事業者は、利用者などの人権擁護・虐待の防止などのために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

① 虐待防止委員会の開催　② 虐待の防止のための指針の整備

③ 虐待防止研修の実施　④ 専任担当者の配置

## １２．業務継続に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修および訓練を実施します。

## １３．感染症の予防およびまん延の防止の為の措置

感染症の発症及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

① 感染対策委員会の開催
② 感染症及びまん延防止のための指針の整備
③ 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
④ 専任担当者の配置

## １４．身体拘束等の原則禁止

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## １５．ハラスメント防止と安心・安全なサービス提供に関するお願い

当事業所では、利用者様および職員が互いに尊厳を守り、安全で質の高い居宅介護支援を継続して提供できるよう努めております。これに伴い、利用者様・ご家族様等による以下の行為につきましてはご遠慮いただいております。

（1）職員や他の利用者様に対する暴力、暴言、恫喝、性的な言動・いやがらせ
（2）契約・ケアプランに含まれない過度・不当なサービスの強要
（3）長時間の拘束、営業時間外の度重なるお電話、無断での録音・撮影・インターネット等への無断掲載

これらの行為があった場合には、職員の安全確保のため複数名での訪問に切り替えることや、書面で改善をお願いすることがあります。改善が見込めない場合には、居宅介護支援サービス利用契約書第１２条第３項に基づき、契約を終了させていただくことがあります。

なお、病気や障害の症状によるものと考えられる言動については、主治医等と相談しながらケアの面から対応を検討します。また、サービスに関するご意見・ご要望・苦情は、これまでどおり「サービス内容に関する相談・苦情」窓口で誠意をもってお受けしますので、遠慮なくお申し出下さい。

## １６．第三者評価の実施状況

当事業所における福祉サービス第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 実施の有無 | □ あり　■ なし |
| 直近の実施年月日 | ― |
| 実施した評価機関の名称 | ― |
| 評価結果の開示状況 | ― |

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面を交付し重要な事項について説明を行い利用者からの同意を得ました。

事業者　　鹿島開発株式会社
所在地　　東京都小平市小川町１－３９０－２
　　第一宮寺ビル１階
代表取締役　　本多　重晴

事業所名　　居宅介護支援事業所あかね
所 在 地　　東京都日野市百草１０４２－２１

職　名　　介護支援専門員

説明者氏名

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援サービスの重要事項について書面の交付及び説明を受け内容に同意しました。

令和　　年　　月　　日

（利用者）
住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人）
住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄　　）